

第一号様式（第二十五条関係）

(表)

(裏)

← 9センチメートル →

第 号
官職
氏名

自動車損害賠償保障法第 23 条の 2 第 2 項の規定による

検 査 員 証

年 月 日 発 行

年 月 日 限 有 効

国土交通大臣 印

内閣総理大臣 印

6.5センチメートル

6.5センチメートル

自動車損害賠償保障法抜粋

第 23 条の 2 国土交通大臣は、第 11 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社に対し、責任保険の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、責任保険の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められないものと解釈してはならない。

第 23 条の 17 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、紛争処理業務の公正かつ適確な実施の確保に必要な限度において、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、指定紛争処理機関に対し、紛争処理業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定紛争処理機関の事務所に立ち入り、紛争処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第 23 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

第 88 条の 2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定紛争処理機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

(1)、(2)略

(3) 第 23 条の 17 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は動向の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは動向の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。